令和３年１１月

総務局総務部給与課

千葉市職員の子育て支援計画（第4期特定事業主行動計画）
令和2年度実施状況報告

平成 15 年 7 月に策定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年 3 月に「千葉市職員の子育て支援計画（第 1 期）」を策定し、以降、見直しを行いながら取組みを進めてきました。

令和 2 年 4 月からは、これまでの取組みの一層の推進に加え、子育てだけでなく介護など、職員の抱える多様な事情を受け入れて柔軟に対応できる職場環境の実現を目指し、「子育てを見守る環境整備」「ワーク・ライフ・バランスからワーク・ライフ・マネジメントへの転換」「職員の意識改革」を 3 つの柱とする今後 5 年間の取組みを「千葉市職員の子育て支援計画（第 4 期）として策定しました。

本計画に基づいて、実施状況をフォローし、計画に定めた取組みの着実な実施に役立てるため、令和 2 年度の実施状況を報告します。

1　第 4 期計画に基づく実施状況

（1）計画上の目標値に対する令和 2 年度の達成状況

		令和 2 年度	令和 6 年度(目標)
男性職員の育児休業取得率（※1）	市基準	44.7%	100%
	国基準	92.2%	100%
男性職員の育児に関する休暇・休業の取得 （子の出生後、1 年以内に休暇・休業を 1 か月以上取得した男性職員）		47.9% （※2）	100%
保育所等の「迎え」を全く実施していない男性職員の割合		36.2%	0%
	うち配偶者がフルタイム勤務の場合	20.5%	
学校・保育所・地域行事へ全く参加していない男性職員の割合 （中学生までの子のいる男性職員について）		5.5%	0%
平日に父親が子どもと一緒に食事（夕食）を取る頻度 （小学生までの子のいる男性職員について平日「週に 1 日以上」）		85.2% ※達成	80%
年次有給休暇平均取得日数		13.1 日	16 日

（2）子育てに関する主なデータ

		28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	第４期計画期間 令和２年度
男性職員の育児休業取得率（※１）	市基準	10.3%	22.9%	34.3%	38.7%	44.7%
	国基準	12.6%	28.7%	65.7%	92.3%	92.2%
育児休業取得者数（※３）	男性	24 人	98 人	206 人	305 人	299 人
	女性	341 人	648 人	659 人	668 人	677 人
	計	365 人	746 人	865 人	973 人	976 人
育児参加休暇取得者数		95 人	135 人	149 人	162 人	175 人
配偶者の出産休暇取得者数		153 人	230 人	235 人	255 人	227 人
育児短時間勤務取得者数		84 人	95 人	92 人	89 人	105 人
部分休業取得者数		276 人	328 人	365 人	405 人	471 人
年次有給休暇平均取得日数		14.1 日	14.9 日	15.1 日	14.4 日	13.1 日
月平均時間外勤務時間数		13.6 時間	13.7 時間	13.5 時間	15.2 時間	15.5 時間
会計年度任用職員の育児休暇取得者数（※４）		32 人	28 人	17 人	26 人	15 人
保育所等の「迎え」を全く実施していない男性職員の割合		54.8%	61.1%	42.9%	34.4%	36.2%
	うち配偶者がフルタイム勤務	30.5%	35.5%	28.6%	19.7%	20.5%

※1　男性育児休業取得率の算出方法（団体間比較では、国基準を用います。）

$$\text{市基準} = \frac{\text{分母の職員のうち、同年度中に育児休業を取得した職員の数}}{\text{当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の数}}$$

$$\text{国基準} = \frac{\text{同年度中(前年度以前に子を出生した職員を含む)に新たに育児休業を取得した職員の数}}{\text{当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の数}}$$

※2　令和３年３月３１日時点暫定値

※3　平成２９年度以降は旧県費負担教職員分を含む

※4　令和元年度までは非常勤職員の取得者数

２　取組状況

（１）前期計画までのパパママ計画書を見直し、より分かりやすく、作成者の負担を減らした「イクボスのための職員の子育て応援チェックリスト」を導入するとともに、新たに設定した目標値である「男性職員の育児に関する休暇・休業の取得期間」の進捗管理を簡易に行えるよう、「男性職員に関する休暇等取得計画書兼フォローシート」を導入しました。これらを対象職員の所属長が、職員と面談しながら作成することにより、職員の状況を把握し、業務の進捗状況や今後の業務計画について所属内で調整することで、休暇・休業等の取得を促しました。

（２）７月・11 月・２月に、子育てに関する取組みや各種制度をお知らせするため「子育て応援タイムズ」を発信しました。

（３）各所属長以上の職員がイクボス(※)としてのリーダーシップを発揮することを目的として、「イクボス宣言」を行いました。

※千葉市役所におけるイクボスとは

職員の育成を行うほか、部下全員の仕事と家庭生活の両立を支援し、マネジメント力を発揮して職場全体の業務効率の向上に努め、かつ、自らの仕事と家庭生活も充実させている所属長のことです。千葉市役所では性別を問わず、すべての所属長をイクボスに位置づけています。

（４）これまで「職員のための子育て支援ハンドブック」のほか、男性職員向けの「男性職員子育て応援プラン」、イクボスである所属長向けの「仕事と子育て応援ハンドブック」と、支援目的別に３つのハンドブックを用意していましたが、子育て支援に関する制度の拡充とともに手続きも複雑になっていることから、子育てに関する情報をより体系的に把握できるようこれらのハンドブックを統合し、新たな「職員のための子育て支援ハンドブック」を作成しました。

（５）働きながら不妊治療に取り組むことができるよう、令和２年４月１日から不妊治療のための休暇制度を導入しました。

（６）職員が子育てや介護等、家庭生活で様々な事情を抱えていても、フルタイムで勤務が可能となるよう、令和２年度から早出・遅出といった勤務パターンの選択肢を２パターンから６パターンに拡大しました。※新型コロナウイルス感染症対応により令和２年２月 19 日から前倒しして実施

（７）保育所等の「迎え」や学校などの行事への参加、子どもと食卓を囲む時間を増やすなど、子育てのしやすい環境づくりを推進し、定期的にこれらの状況を確認するため、調査を実施しました。平日に父親が子どもと一緒に食事を取る頻度については、目標を達成することができました。

３　今後の取組みについて

今期計画の取組みを推進した結果、男性職員の育児休業取得率は ９ 割超の高い水準を維持するなど、職員の意識改革が進んだことにより、子育てを応援する雰囲気が組織全体に広がってきました。

その反面、男性職員が子育て期間中の役割をより積極的に果たすことを目的として設定した目標値のうち、「男性職員の育児に関する休暇・休業の取得期間」などの項目は、達成まで道半ばという状況です。また、災害対応や新型コロナウイルス感染症への対応等によって、年次有給休暇の平均取得日数の減少傾向や時間外勤務の長時間化の状況も見られます。

このような状況下にあっても、引き続き、多様性を受け入れる職場環境づくりに取り組む必要があります。今後も、計画で設定した目標数値を注視しながら、各種取組みを着実に進めて参ります。